

年金だより

平成20年度国民年金免除申請受付開始

平成20年7月1日(火)

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除される制度があります。(※任意加入被保険者は対象になりません。)

国民年金の保険料免除制度には「法定免除」と「申請免除」の二つの種類があります。法定免除は、障害基礎年金や生活保護法の生活扶助を受給している方などが届出を行うと保険料の納付が免除されるものです。

一方の申請免除は、本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得に応じて、下の表の通り4段階の免除制度と、30歳未満の方には本人と配偶者の所得審査で保険料が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。学生の方には、本人の所得審査で保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。



受付場所

年金課本庁 ☎973-5498
石川庁舎 ☎965-5617
勝連庁舎 ☎978-17237
与那城庁舎 ☎978-12123

申請に必要なもの

年金手帳 ・ 印かん(本人が自署する場合(不要)) ・ 世帯外の人が代理で申請する場合は委任状
・ 失業などを理由とするときは、雇用保険受給資格者証(コピー可)等
・ 他の市町村から転入された方は、前年の所得証明書(審査に必要なすべての方の分)

免除の制度	申請できる年齢	前年所得の審査対象者	承認期間中に納める保険料
全額免除	20~60歳	本人・配偶者・世帯主	月額 0円
4分の3免除(4分の1納付)	20~60歳	本人・配偶者・世帯主	月額 3,600円
半額免除(2分の1納付)	20~60歳	本人・配偶者・世帯主	月額 7,210円
4分の1免除(4分の3納付)	20~60歳	本人・配偶者・世帯主	月額 10,810円

※平成20年度の国民年金保険料は月額14,410円です。

免除申請が遅れるとどうなるの？

※免除申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病气、けがによる障害について、遺族基礎年金又は障害基礎年金が受給できない場合がありますので、早めに申請してください。

また一部免除が承認された場合、残りの保険料を納めないで未納になりますのでご注意ください。

継続申請を希望されている方へ

全額免除及び納付猶予の申請時に、翌年度以降も引き続き全額免除又は納付猶予に該当する場合は、継続申請を希望することができます。継続申請を希望された方で、前年度に全額免除又は納付猶予が承認された方は、申請書を提出する必要はありません。免除の結果通知書が届くのをお待ちください。

なお、平成20年度の所得申告をされていない方は早めに所得申告を済ませてください。所得の審査ができないため決定が遅れたり、継続申請が取り消されたりする場合があります。

又、平成20年1月2日以降に他市町村からうるま市に転入された方で、前住地において継続申請を希望された方は、所得審査に時間を要します。早めの決定をご希望の場合は前住の市町村から所得証明を取り寄せて、改めてうるま市に申請を出されることをお勧めします。

継続申請を取消して納付を希望する場合

継続申請取下申出をしないと納付書が送られません。また全額免除ではなく一部免除を希望される場合も継続申請取下申出書の提出が必要です。年金課窓口でご相談ください。

口座で納付中の方が免除申請する場合

口座辞退申出書の提出をお忘れなく！免除決定されるまで口座から年金保険料が引き落とされてしまう場合がありますので、ご注意ください！

夜間及び土日年金相談実施！

☆☆本庁のみ実施☆☆

7月は水曜日を除く平日・午後7時まで窓口事務を延長しています。また、7/12(土)・7/13(日)・7/26(土)・7/27(日)は午前9時から午前11時半まで『土日年金相談』を実施します。お仕事で日中の時間のとれない方、免除希望の方はご利用ください！

※「年金相談」希望の方は、社会保険事務所へ年金記録の確認をあらかじめ行っておきますので、できるだけ事前にお電話でご予約ください。